

8. 検証の視点 ※条例に基づく検証視点を抽出しています。

条例の該当箇所	検証項目	過去の協議会からの意見（抜粋）
【第16条】 協働の推進	・協働が円滑に進むような人材育成や制度の整備が行われているか（以下の条文と重複） （9. 令和2年度 協働による事業の実施状況総括表） （10.協働の推進にかかる取組状況）	・協働推進員が新たな協働事業の提案や協働を意識した予算獲得に努める必要がある ・市民活動に対する市の協働による支援が必要
【第17条】 協働による事業の提案	・防府市協働事業提案制度は適正に運用されているか （10.協働の推進にかかる取組状況）	・市の各部署が提案団体を発掘することで提案件数の増加に繋がるのではないか
【第18条】 人材の育成	・協働の担い手となる人材育成がされているか （10.協働の推進にかかる取組状況）	
【第19条】 活動の支援	・ 中間支援組織の機能充実が図られているか （10.協働の推進にかかる取組状況）	・講座などの開催に当たっては、対象者に的確に情報が届くような工夫が必要

9.協働の推進にかかる取組状況**・防府市参画及び協働の推進に関する条例(第4章:第16条～第19条)**

(協働の推進)

第16条 市民等及び市長等は、それぞれの特性を理解し、相互に補完しながら協働を推進するものとする。
 2 市長等は、市民等の自主性及び自立性を尊重しながら、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

【取組み状況等】**協働推進員の配置**

平成29年1月に各所属に1名以上の協働推進員を配置し、協働に関する庁内の体制整備を行った。
 協働推進員は、各所属における協働の活用及び協働に関する情報の収集、共有を図ることで、市民等との協働を推進することを目的として設置するもの。

(選任状況 R2:54名、R1:53名、H30:55名、H29: 54名、H28: 52名)

- ・R3.3.5 協働推進員相互の情報交換及び連絡調整を図るため、協働推進員連絡調整会議を開催。
 (市民活動支援センター職員による講話等)

(協働による事業の提案)

第17条 市長等は、市民等及び市長等が協働による事業を相互に提案するための制度を整備するものとする。

【取組み状況等】

協働事業提案制度の創設。平成29年度から制度運用開始。

令和2年度実施事業:1件

- ・市民提案型1件(地域での多文化共生推進事業)

野島の観光資源付加価値創出プロジェクト※3年目 ……中止

防府焼物文化遺産活用事業 …… 事業延期(R3年度実施)

(参考)

協働事業提案制度説明会 (R2.4.18→中止)

協働事業提案制度公開事業報告会(R2.4.18→R2.9.30に延期) …… R元年度実施事業

協働事業提案制度公開事業報告会(R3.4.24) …… R2年度実施事業(終了及び中間報告)

(人材の育成)

第18条 市長等は、市民等が協働について広く学ぶことのできる機会を設けることにより人材の育成に努めるものとする。

【取組み状況等】

(市民等への取組み)

○各種講座、交流会等の開催(防府市市民活動支援センターでの取組み)

- ・多様な属性の繋がり支援
「幸せますこども食堂ネットワーク協議会」への支援
「松崎地域まちづくり推進協議会」への事務局体制整備支援
「防府市家庭教育支援チーム」への参画、事業支援
防府商工高校の授業における市民活動団体との協働支援
- ・参画・協働を推進するための交流セミナーの実施
「新型コロナをめぐる問題～不安・差別・デマの心理の理解と私たちにできること～」 14名(オンライン10名)
「高校生と取り組む本業を活かしたCSR」 10名(オンライン7名)
「『やまぐち若者MY PROJECT』実践報告・交流会」 18名(オンライン7名)
- ・市民活動フェスタの開催(3日間) 協力団体12団体 来場者数約700名
- ・団体運営に必要なスキルアップ講座 12回 延べ64名
「広報力アップセミナー」
「Zoom講座」 ※2回開催
「Web会議・講演会主催者向けスキルアップ講座」 ※5回開催
「チラシ作り講座」
「NPO事務局セミナー」
「話題のプレゼンテーションー世の中の話題とプレゼンテーションについて学ぶー」
- ・座談会 2回 延べ18名
- ・ボランティア活動等をしたい市民と市民活動団体を結ぶ「ボランティアマッチング」
マッチング回数 54回 参加者数 延べ344名

(市長等への取組み)

○協働に関する職員研修 ⇒ 中止

※協働推進員対象

○協働推進員連絡調整会議での講話

※協働推進員対象

(活動の支援)

第19条 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体の活動の拠点となる施設等の整備に努めるものとする。

2 市長等は、市民等との協働を推進するための中間支援組織(市民等と市長等の間に立ち、中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織をいう。)の充実に努めるものとする。

【取組み状況等】

○防府市市民活動支援センター

平成15年11月に市民活動の促進のため設置し、平成21年度から指定管理者制度を導入。
防府市市民活動支援センターは、防府市地域協働支援センター(市民活動支援センター部門を含む)の指定管理を受けたNPO法人市民活動さぽーとねっと管理・運営を行なっている。
市民活動支援センターでは、市民活動団体に対し、施設等の利用(会議室、印刷機器等)、人材の養成支援及び活動に関する相談などを実施。

10.令和2年度 協働による事業の実施状況総括表

①協働の対象区分別件数内訳(一つの事業で複数相手と協働しているとわかるものもあったため、事業数よりも多い) ②事業の分野別件数内訳

形態 協働相手	委託	補助	共催	事業協力	後援	実行委員会	その他	合計	構成比 (%)
市民活動団体 NPO法人	5	2		1	15			23	11.5
自治会等	7	16	1	1				25	12.5
公益財団法人 一般社団法人 生活協同組合等	5	3	1		38			47	23.5
企業	3	2		1	14			20	10.0
行政機関					1			1	0.5
実行委員会	2	2	2		9	3		18	9.0
その他団体	6	17	4		39			66	33.0
合計	28	42	8	3	116	3	0	200	100.0
構成比 (%)	14.0	21.0	4.0	1.5	58.0	1.5	0.0	100.0	

〔協働の形態〕
平成26年度 防府市参画及び協働の推進に関する意見書から分類

委託	本来、行政が行うべき事業ですが、市民活動を行う団体が持っている専門性や、先駆性等をいかして、よりよい成果や公共サービスが期待できるとき、業務の全部又は一部を依頼します。通常の委託契約とは違い、互いに目的を共有できる事業について意見交換して、相互の役割を尊重しながら行います。
補助	市民活動を行う団体が主体的に実施する事業で、地域課題等を共有したうえで、金銭等を行政が交付・提供します。
共催	市民活動を行う団体と行政が共に主催者となり、実施責任を分担しながら、それぞれの特性をいかして事業を行います。市民活動を行う団体が持つ知識や経験、ネットワークがいかされます。
事業協力	市民活動を行う団体と行政のいずれかが実施主体となりますが、互いの目標や役割分担、責任、経費分担等を取り決め、一定期間、継続的な関係のもとで協力していきます。(アダプト・プログラム、行政後援事業・行政主催事業への市民ボランティアでの参加などが該当します)
後援	市民活動を行う団体が実施する公益性の高い事業について、行政が後援名義の使用を承認します。事業の実施責任や成果は市民活動を行う団体に帰属します。
実行委員会	市民活動を行う団体と行政が実行委員会や協議会を構成し、主催者となって事業を実施します。

形態 分野	委託	補助	共催	事業協力	後援	実行委員会	その他	合計	構成比 (%)
安全・環境	3	9		1				13	7.3
健康・福祉		1			1			2	1.1
教育・社会	14	18	3	1	68			104	58.8
産業・労働	4	5	1		1			11	6.2
地域・交流	6	9	3	1	24	3		46	26.0
都市・建設	1							1	0.6
その他								0	0.0
合計	28	42	7	3	94	3	0	177	100
構成比 (%)	15.8	23.7	4.0	1.7	53.1	1.7	0.0	100	

〔施策等の分野〕
第5次防府市総合計画の分野別施策を参考に、各事案を分類した

分野	項目	分野	項目
安全・環境	防災対策の推進 消防力の向上 暮らしの安全確保 環境の保全 循環型社会の形成	産業・労働	農林水産業の振興 商工業・サービス業の振興 中小企業の振興 労働環境の向上
		地域・交流	観光の振興 文化・スポーツの推進 多様な交流の推進 自主的・主体的な市民活動の促進
健康・福祉	保健・医療サービスの充実 地域福祉の充実 子育て支援の充実 高齢者福祉の充実 障害者福祉の充実 社会保障制度の適度な運用	都市・建設	交通ネットワークの整備 上下水道の整備 住宅・住環境の整備 公園の整備、景観の保全 適正な土地利用の推進
教育・社会	学校教育の充実 生涯学習の推進 人権尊重社会の実現 文化財の保護・継承		